【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年７月２日
【会社名】	三浦工業株式会社
【英訳名】	ＭＩＵＲＡ　ＣＯ.，ＬＴＤ.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　髙橋 祐二
【本店の所在の場所】	愛媛県松山市堀江町７番地
【電話番号】	(089)979－7010
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長　野口 明彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪２丁目15番35号 三浦工業株式会社東京支店
【電話番号】	(03)5793－1031
【事務連絡者氏名】	取締役アクア事業本部長　宮内 大介
【縦覧に供する場所】	三浦工業株式会社東京支店 （東京都港区高輪２丁目15番35号） 三浦工業株式会社大阪支店 （大阪府東大阪市西石切町７丁目５番１号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜１丁目８番16号）

1【提出理由】

平成24年６月28日開催の当社第54回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年６月28日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金20円

総額 768,788,280円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年６月29日

その他剰余金の処分に関する事項

① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　2,000,000,000円

第２号議案 取締役11名選任の件

取締役として、白石省三、髙橋祐二、芹口慶久、野口明彦、細川公明、越智康夫、福島広司、丹下聖吾、西原正勝、宮内大介、森松隆史の11名を選任する。

第３号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

役員退職慰労金制度廃止に伴い、取締役11名および監査役５名に対し、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当社の定めた基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を各氏の退任時に打ち切り支給する。

第４号議案 監査役の報酬等の額改定の件

監査役の報酬等の額を年額８千万円以内に改定する。

第５号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件

取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションとして、新株予約権を１年間の個数の上限を1,000個（１個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式100株）として割り当てるための報酬を年額１億円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果	
				賛成比率	可否
第１号議案	261,937	26	6	99.99%	可決
第２号議案					
白石 省三	252,074	9,892	3	96.22%	可決
髙橋 祐二	256,615	5,351	3	97.96%	可決
芹口 慶久	256,625	5,341	3	97.96%	可決
野口 明彦	256,615	5,351	3	97.96%	可決
細川 公明	256,615	5,351	3	97.96%	可決
越智 康夫	256,615	5,351	3	97.96%	可決
福島 広司	256,615	5,351	3	97.96%	可決
丹下 聖吾	256,614	5,352	3	97.96%	可決
西原 正勝	256,615	5,351	3	97.96%	可決
宮内 大介	256,612	5,354	3	97.96%	可決
森松 隆史	256,614	5,352	3	97.96%	可決
第３号議案	218,992	42,974	3	83.59%	可決
第４号議案	258,789	3,177	3	98.79%	可決
第５号議案	258,218	3,748	3	98.57%	可決

（注） 各議案の可決要件は次のとおりであります。

・第１号議案及び第３号議案、第４号議案、第５号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

・第２号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。